

議案第1号

平成19年度北海道一般会計補正予算（第3号）

平成19年度北海道一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,559,140千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,921,624,193千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		704,403,272	3,767,508	708,170,780
	1 地方交付税	704,403,272	3,767,508	708,170,780
7 分担金及び負担金		42,010,363	278,969	42,289,332
	1 分担金	2,642,311	17,489	2,659,800
	2 負担金	39,368,052	261,480	39,629,532
9 国庫支出金		339,712,854	△ 64,524	339,648,330
	1 国庫負担金	110,221,518	328,000	110,549,518
	2 国庫補助金	223,762,274	△ 482,562	223,279,712
	3 委託金	5,729,062	90,038	5,819,100
13 諸収入		336,167,833	15,187	336,183,020
	4 受託事業収入	5,074,566	△ 111,877	4,962,689
	6 雑収入	6,952,121	127,064	7,079,185

款	項	補正前の額	補正額	計
14 道 債		644,780,800	1,562,000	646,342,800
	1 道 債	644,780,800	1,562,000	646,342,800
歳 入 合 計		2,916,065,053	5,559,140	2,921,624,193

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		263,659,516	△ 282,500	263,377,016
	9 選 挙 費	5,905,492	△ 282,500	5,622,992
4 企 画 振 興 費		71,977,662	14,250	71,991,912
	4 科 学 I T 振 興 費	4,351,323	14,250	4,365,573
5 環 境 生 活 費		8,649,943	106,317	8,756,260
	2 環 境 政 策 費	219,240	106,317	325,557
6 保 健 福 祉 費		294,628,394	3,070,489	297,698,883
	6 国 民 健 康 保 険 費	92,092,586	1,744,733	93,837,319
	7 福 祉 援 護 費	32,452,437	△ 17,697	32,434,740
	8 高 齢 者 保 健 福 祉 費	3,658,718	△ 127,731	3,530,987
	9 介 護 保 険 費	47,629,303	△ 116,300	47,513,003
	10 障 害 者 保 健 福 祉 費	38,768,933	1,052,484	39,821,417
	11 子 ども 未 来 推 進 費	33,470,139	535,000	34,005,139

款	項	補正前の額	補正額	計
7 経 済 費		212,819,268	5,149	212,824,417
	5 商業経済交流費	265,547	5,149	270,696
8 農 政 費		186,900,606	△ 999,912	185,900,694
	1 農政管理費	14,592,561	△ 5,791	14,586,770
	2 食品政策費	1,682,402	△ 799,523	882,879
	3 農産振興費	337,624	△ 8,549	329,075
	6 農業経営費	3,360,275	△ 22,819	3,337,456
	10 農業農村整備事業費	67,655,219	△ 131,858	67,523,361
	11 農業施設管理費	53,645,616	△ 3,029	53,642,587
	12 農村計画費	342,954	△ 28,343	314,611
9 水産林務費		84,091,515	194,547	84,286,062
	1 水産林務管理費	11,671,337	1,102	11,672,439
	2 水産経営費	5,147,297	△ 21,016	5,126,281
	3 水産振興費	291,237	2,858	294,095

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 漁港漁村費	31,048,210	102,000	31,150,210
	8 森林整備費	6,915,055	△ 1,397	6,913,658
	9 治山費	13,212,585	111,000	13,323,585
10 建設費		354,860,009	2,242,358	357,102,367
	1 建設管理費	68,063,930	1,478	68,065,408
	2 道路橋りょう費	160,709,296	1,382,000	162,091,296
	3 河川費	67,961,671	269,000	68,230,671
	5 砂防海岸費	22,081,469	589,880	22,671,349
11 警察費		133,219,464	295,604	133,515,068
	1 警察管理費	125,761,185	17,604	125,778,789
	3 交通安全施設費	4,140,000	278,000	4,418,000
13 災害復旧費		9,746,413	73,479	9,819,892
	2 水産林業施設 災害復旧費	4,150,988	73,479	4,224,467
15 諸支出金		89,804,407	839,359	90,643,766

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰出金	5,523,166	△ 133,865	5,389,301
	2 諸費	84,281,241	973,224	85,254,465
歳出合計		2,916,065,053	5,559,140	2,921,624,193

第 2 表

## 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	
4 企画振興費	2 地域振興・計画費	道州制北海道モデル事業推進費	1,177,700	
10 建設費	1 建設管理費	補助事業事務費	5,000	
		2 道路橋りょう費	道路公共事業費	593,500
			道路特別対策事業費	757,680
	緊急地方道路整備事業費		1,136,520	
	3 河川費	河川公共事業費	1,118,000	
		ダム公共事業費	220,000	
	4 空港港湾費	空港公共事業費	87,410	
	5 砂防海岸費	海岸公共事業費	100,000	
	8 都市環境費	街路公共事業費	2,330,000	
		街路特別対策事業費	69,200	
		緊急地方道路整備事業費	103,800	
街路受託工事費		1,350,000		



款	項	事 業 名	金 額
13 災 害 復 旧 費	3 土木施設災害復旧費	土 木 災 害 復 旧 事 業 費	999,000

第 3 表

## 債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成19年度野菜価格安定資金造成事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成19年度から平成20年度まで	468,222	平成19年度から平成20年度まで	468,715
平成19年度農業経営改善促進資金融通事業に係る道費補助に関する債務負担行為	—	—	平成19年度から平成20年度まで	2,913
平成19年度道単独投資事業に関する債務負担行為	—	—	平成19年度から平成20年度まで	漁港事業について 93,000 漁港漁岸事業について 76,000 治山事業について 208,000 道路事業について 2,515,000 河川事業について 616,000 海岸事業について 238,000 交通安全施設整備事業について 418,000 の合計額 4,164,000

第 4 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 改 良 事 業 費	12,706,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	12,774,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農用地造成 事 業 費	693,000	同 上	10%以内	同 上	611,000	同 上	10%以内	同 上
農地防災 事 業 費	1,625,000	同 上	10%以内	同 上	1,626,000	同 上	10%以内	同 上
農村総合整備 事 業 費	631,000	同 上	10%以内	同 上	667,000	同 上	10%以内	同 上
農道等整備 事 業 費	1,300,000	同 上	10%以内	同 上	1,293,000	同 上	10%以内	同 上
臨時漁港海岸 保全施設整備 特別対策 事 業 費	268,000	同 上	10%以内	同 上	313,000	同 上	10%以内	同 上
臨時治山施設 整備特別対策 事 業 費	1,543,000	同 上	10%以内	同 上	1,648,000	同 上	10%以内	同 上
臨時道路整備 特別対策 事 業 費	32,128,000	同 上	10%以内	同 上	33,220,000	同 上	10%以内	同 上
臨時河川整備 特別対策 事 業 費	5,169,000	同 上	10%以内	同 上	5,424,000	同 上	10%以内	同 上
臨時砂防施設 整備特別対策 事 業 費	1,465,000	同 上	10%以内	同 上	1,527,000	同 上	10%以内	同 上
災害関連 事 業 費	195,000	同 上	10%以内	同 上	328,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨時海岸保全 施設整備特別 対策事業費	1,353,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,480,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
街路事業費	6,376,000	同 上	10%以内	同 上	6,089,000	同 上	10%以内	同 上
漁港災害 復旧費	421,000	同 上	10%以内	同 上	435,000	同 上	10%以内	同 上
合 計	644,780,800				646,342,800			